



熊本県公報

第 1 2 3 4 9 号

平成 26 年 9 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（熊本北部加入区・天草町加入区）……………（団体支援課） 1
- 漁船保険義務加入同意の承認（芦北町加入区）……………（ 〃 ） 1
- 救急医療機関に関する申出の撤回……………（医療政策課） 1
- 救急医療機関に関する認定……………（ 〃 ） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………（ 〃 ） 2
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 3
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 3
- 道路の位置指定……………（建築課） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 3
- 肥料登録……………（農業技術課） 5
- 土地改良事業計画……………（農村計画課） 6
- 土地改良事業計画……………（ 〃 ） 6
- 土地改良区土地改良事業計画の変更……………（ 〃 ） 6
- 道路の位置指定……………（建築課） 6
- 平成 26 年 8 月 26 日熊本県公報第 1 2 3 4 5 号目次中……………（森林保全課） 7

告 示

熊本県告示第 889 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、熊本北部加入区及び天草町加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
平成 26 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 890 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、芦北町加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。
平成 26 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 891 号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。
平成 26 年 9 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(救急病院)

名 称	所 在 地	撤 回 日
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市黒川 1 1 7 8 番地	平成 26 年 8 月 4 日

熊本県告示第892号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（救急病院）

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団大徳会大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地5833番地	平成26年8月11日から 平成29年8月10日まで
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266番地	平成26年8月11日から 平成29年8月10日まで
小国町外一ヶ町公立病院 組合小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原1743番地	平成26年8月11日から 平成29年8月10日まで
医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧1153番地1	平成26年8月11日から 平成29年8月10日まで

熊本県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石原由起	菊陽訪問マッサージ	菊池郡菊陽町津久礼471	平成26年8月13日

（施術者〔はり師及びきゅう師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石原由起	菊陽訪問マッサージ	菊池郡菊陽町津久礼471	平成26年8月13日

熊本県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔はり師及びきゅう師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田浦 保	田浦鍼灸	玉名郡南関町上坂下1279-1	平成26年7月1日
奥田 義則	奥田はり灸マッサージ院	上益城郡御船町大字七滝2084	平成26年7月1日
西村 和晃	かず整骨院	菊池郡菊陽町光の森七丁目23番地14号	平成26年7月1日
今村 貴弘	今村整骨院	菊池郡大津町引水47-5	平成26年7月1日

熊本県告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字前警荒3135番、3137番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年9月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字矢津田字柳谷	前	3.9 ～ 5.5	64.4	地域の 元気基金（道 路改良 ）
		同所	後	7.5 ～ 23.0	64.4	

- 2 区域を変更する期日 平成26年9月9日

公 告

熊本県公告第461号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区安政町5番9号
- 2 築造者の氏名 株式会社アクト
- 3 道路の位置 山鹿市山鹿字前田100番11
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 69.98メートル
- 6 指定年月日 平成26年8月27日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本維管調第72号

熊本県公告第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン光の森
菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- (変更前) 36,065 平方メートル
 (変更後) 39,897 平方メートル
 (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場番号	駐車場の位置	変更前	変更後
①	本棟南側	134台	変更なし
②	本棟南側	50台	変更なし
③	本棟西側	103台	変更なし
④	本棟北側	49台	変更なし
⑤	本棟東側	66台	変更なし
⑥	本棟3階	556台	変更なし
⑦	本棟4階	588台	変更なし
⑧	本棟屋上	616台	変更なし
⑨	別棟1階	249台	316台
⑩	別棟西側	285台	なし
⑪	別棟3階	なし	133台
⑫	駐車場棟1階	なし	209台
⑬	駐車場棟2階	なし	184台
⑭	駐車場棟3階	なし	184台
⑮	駐車場棟4階	なし	196台
合 計		2,696台	3,384台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場番号	駐輪場の位置	変更前	変更後
A	本棟南側	206台	変更なし
B	本棟東側	21台	変更なし
C	本棟北側	118台	変更なし
D	本棟西側	117台	変更なし
E	別棟東側	85台	40台
F	別棟西側	58台	なし
G	別棟南側	5台	なし
H	別棟増築部南側ピロティ部	なし	131台
合 計		610台	633台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(単位：平方メートル)

荷さばき施設番号	荷さばき施設の位置	変更前	変更後
A	本棟北SM側	848	変更なし
B	本棟北衣住側	302	変更なし
C	別棟南西側	90	218
D	別棟南東側	415	354
E	別棟南側	なし	335
合 計		1,655	2,057

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(単位：立法メートル)

廃棄物保管施設番号	廃棄物保管施設の位置	変更前	変更後
A	本棟内北SM側	117	変更なし
B	本棟内衣住側	43	変更なし
C	別棟内南西側	19	なし
D	別棟内南東側	19	なし
E	別棟内南側	なし	15
合 計		198	175

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場番号	変 更 前	変 更 後
①～⑨	午前8時30分から 翌午前0時30分まで	変更なし
⑩	午前8時30分から 午後10時まで	なし
⑪～⑮	なし	午前8時30分から 翌午前0時30分まで

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場番号	変更前	変更後
①	3箇所	変更なし
②	2箇所	変更なし
③	3箇所	変更なし
④	2箇所	変更なし
⑤	2箇所	変更なし
⑥～⑧	1箇所	変更なし
⑨	2箇所	4箇所
⑩	4箇所	なし
⑪	なし	(⑨と共有)
⑫～⑮	なし	4箇所
合 計	19箇所	21箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設番号	変更前	変更後
A	午前6時から 午後8時まで	変更なし
B	午前8時から 午後8時まで	変更なし
C	午前8時から 午後8時まで	変更なし
D	午前8時から 午後8時まで	変更なし
E	なし	午前8時から 午後8時まで

3 変更する年月日
平成27年3月1日（希望日）

4 届出年月日
平成26年8月20日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成26年9月9日から平成27年1月9日まで

熊本県公告第463号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1461号	炭酸カルシウム肥料	サンド Ca	アルカリ分：50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事	株式会社エー・エム・エル農業経営研究所 熊本県菊池市旭	平成26年8月28日

			項は、公定規 格のとおり。	志麓1815番 地3
--	--	--	------------------	---------------

熊本県公告第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営扇崎・大野下地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営扇崎・大野下地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年9月10日から平成26年10月9日まで
- 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営宇土八水地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営宇土八水地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年9月10日から平成26年10月9日まで
- 縦覧場所
熊本市役所
宇土市役所

熊本県公告第466号

熊本市に事務所を置く秋津飯野土地改良区理事長辛川智晶から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成26年9月1日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年9月10日から平成26年10月9日まで
- 縦覧の場所
熊本市役所
益城町役場
秋津飯野土地改良区事務所

熊本県公告第467号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
- 築造者の氏名 千里殖産株式会社
- 道路の位置 宇城市松橋町西下郷字野中1347番3及び同1360番4
- 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 道路の延長 86.30メートル
- 指定年月日 平成26年8月29日

7 指定番号 熊本県指令宇城景建第12号

正 誤

平成26年8月26日熊本県公報第12345号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	20	公の施設における	公の施設おける